

## 特殊詐欺対策機器の購入費用の一部を補助します

高齢者を対象とした特殊詐欺犯罪の未然防止を図るための対策機器の購入及び設置に要する費用の一部を補助します。この機会に購入を考えてみましょう。

### 【対象者】

- (1) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
  - (2) 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者
- ※ 高齢者とは、令和6年3月31日時点で満年齢65歳以上の方を指します。  
※ 同一世帯で、すでに補助金の交付を受けたことがある方は申請できません。  
※ (2)に該当する方で判断に迷う方は、購入前に危機管理課までご相談ください。

### 【受付期限】

令和6年1月31日受付締切(購入から2か月以内に申請してください)※ただし、予算がなくなり次第終了します。

### 【対象機器】

- ・ 固定電話機に接続する機器であって、データベースに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、または自動的に着信を切断する機能を有する**着信拒否装置**
- ・ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する**通話録音装置**
- ・ **通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機**

### 【補助金額】

購入及び設置に要する費用の2分の1の額で6,000円を限度とします。※100円未満切り捨て

### 【必要書類】

- ・ 補助金交付申請書兼請求書  
危機管理課窓口に取りに来ていただくか市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・ 支払い手続きが完了したことが分かる領収書の写し等(宛名は申請者に限る)
- ・ 機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- ・ 振込先の通帳等の写し(振込先は申請者に限る)

【申請先】市役所3階 危機管理課窓口

問合先 危機管理課 ☎444・0862 FAX441・8330

## ARモーションペーパーの使い方

- ① スマートフォンに「MotionPaper」アプリをインストールします。
- ② スマートフォンのカメラを起動し、広報あま表紙の二次元コードを読み込みます。
- ③ 「MotionPaper」が表示されるためタップし、読み込みが100%になるまで待ちます。
- ④ 表示が100%になった後、表紙の写真にスマートフォンをかざすと映像が流れます。

問合先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351

## 虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応) 障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)  
※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は時間外窓口につながります)  
※FAX番号 441・8330(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp